

水道・下水道事業に関する重点提言

水道・下水道事業の基盤強化のため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水道整備・管理行政の移管後においても、上下水道の安定的な事業運営が図られるよう、必要な予算を確保すること。

2. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、災害対策、応急復旧対策、耐震化やリダンダンシーを含めた安全の強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築、統廃合等により生じた廃止施設の解体撤去等が促進されるよう財政措置の拡充等を図ること。

特に、防災・安全交付金については、適切な単価の設定、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うとともに、水道事業に対して適切に配分すること。

3. 水道事業の健全経営のため、起債に係る公的資金枠の確保や償還条件の緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。

4. 簡易水道等施設整備に係る国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充等を図ること。

5. 水道事業体の広域化について、更なる支援体制を整備すること。

特に、水道事業運営基盤強化推進等事業については、採択基準の緩和や補助対象の拡大を図るとともに、地域の実情に応じて時限措置を延長するなど必要な措置を講じること。

6. 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、下水道未普及地域の整備促進や高度処理の推進を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

7. 下水道は大量のストックを有し、今後施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、耐震化も含め、改築・更新に係る十分な財政措置を講じること。

また、近年頻発する豪雨に対処するため、浸水対策に係る財政支援を拡充すること。

8. 下水道事業の経営改善のため、高資本費対策に係る繰出基準の年限要件を見直すとともに、分流式下水道への繰出基準を継続すること。